

I 平成22年度

予算概算要求総括表

平成22年度 厚生労働省予算概算要求総括表

一般会計

(単位：億円)

区 分	平成21年度 予 算 額 (A)	平成22年度 要求・要望額 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
一 般 会 計	251,568	264,133	12,565
年金・医療等 に係る経費	237,848	248,624	10,776
義務的経費 人 件 費	5,598	5,572	△26
公共事業関係費 (水 道)	665	729	64
そ の 他 経 費	7,458	9,209	1,751

(注1) 平成21年度予算額は、当初予算額である。

(注2) 国立高度専門医療センターの独立行政法人への移行等に伴う経費区分の変更を含んでいるため、増△減額が概算要求基準と一致しないものがある。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。

- 自然増経費について、可能な範囲で効率化に努め、その範囲内で社会保障の充実を図る。
- 年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討する。
- 予算編成過程で検討
 - 1 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
 - 2 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費 等

特別会計

(単位：億円)

区 分	平成 21 年度 予 算 額 (A)	平成 22 年度 要求・要望額 (B)	増 △ 減 額 (B) - (A)
特 別 会 計	800,080	817,320	17,240
労働保険特別会計	34,438	48,580	14,142
年金特別会計	763,591	768,740	5,149
国立高度専門 医療センター特別会計	1,547	0	△1,547
船員保険特別会計	503	0	△503

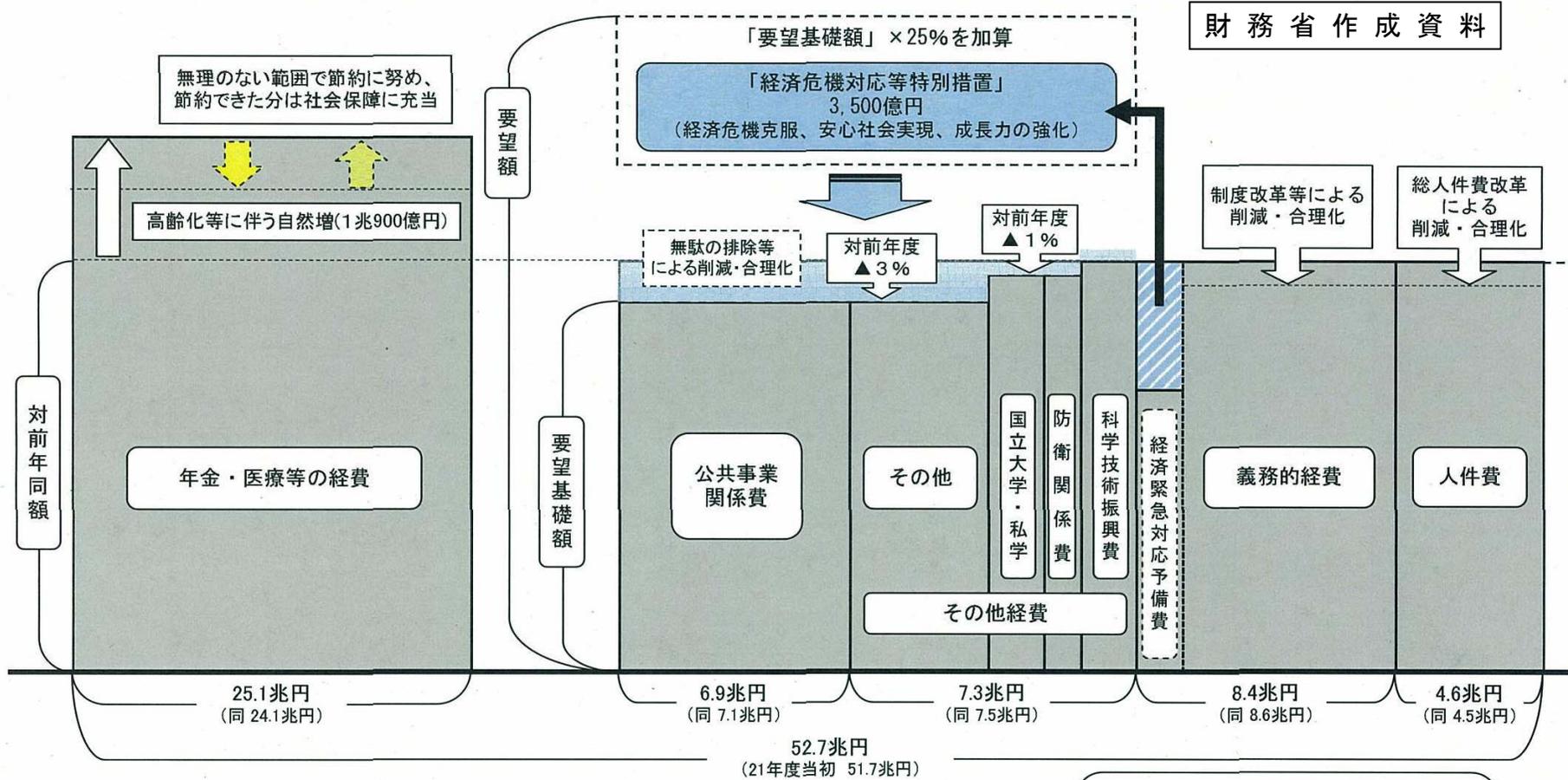
(注1) 平成21年度予算額は、当初予算額である。

(注2) 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注4) 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第67条の規定に基づき、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度の末日、船員保険特別会計は日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日の前日までの期間に限り設置することとされている。

平成22年度 一般歳出の概算要求基準の考え方

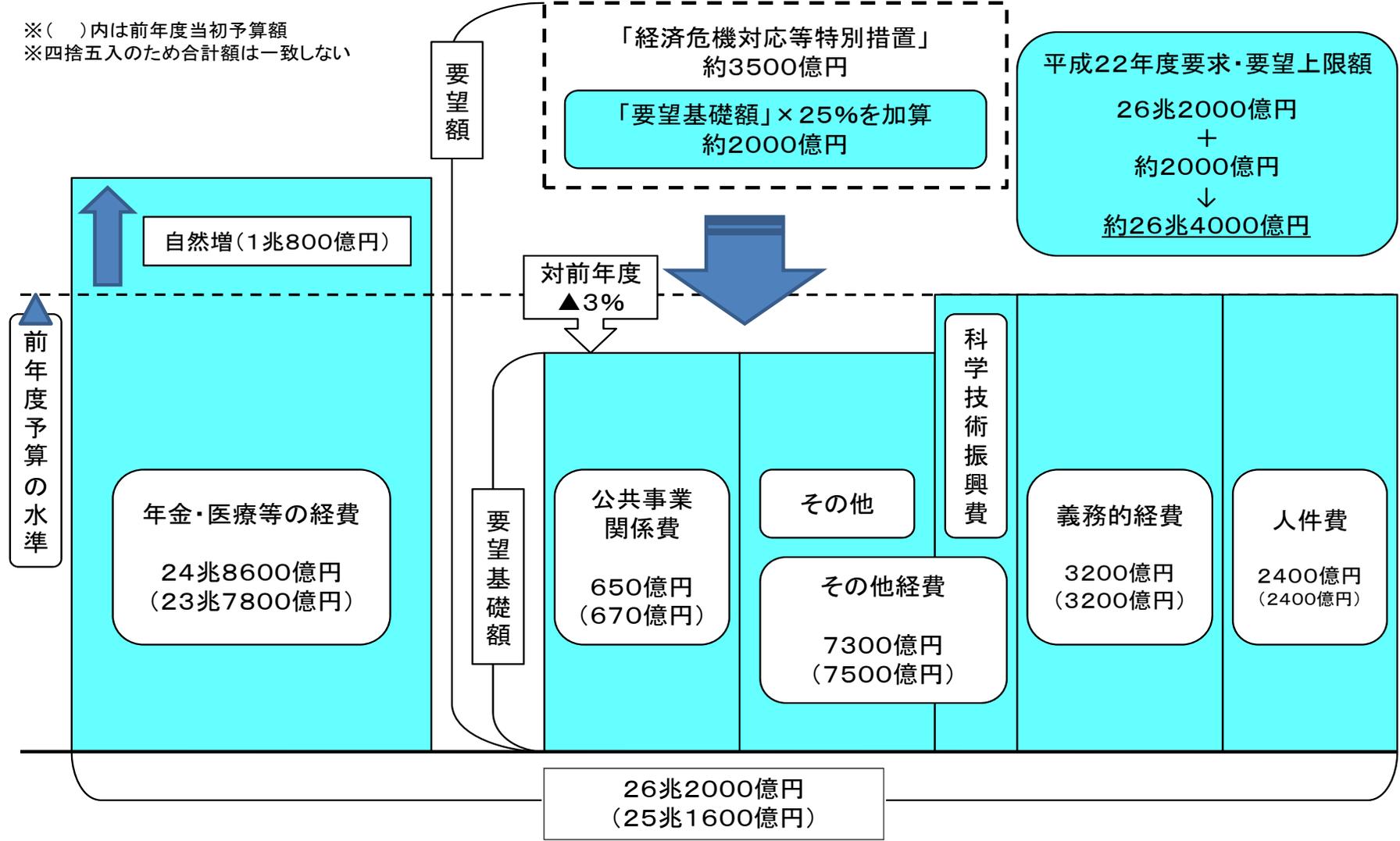


※ 「経済危機対応等特別措置」とは、経済社会状況への対応等として「基本方針2009」の第1章4.(3)「当面の「最優先課題」」、第2章「成長力の強化」、第3章「安心社会の実現」等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に必要な経費として加算するもの。

(参考) 22年度概算要求基準の増減額	
年金・医療等の経費	+10,900億円
公共事業関係費	▲2,100億円
その他経費	▲1,400億円
経済危機対応等特別措置	+3,500億円
経済緊急対応予備費	▲3,500億円
特殊要因加減算等	+2,000億円
合計	+9,400億円

平成22年度 厚生労働省所管予算の概算要求基準の全体像

※()内は前年度当初予算額
 ※四捨五入のため合計額は一致しない



平成22年度 厚生労働省所管予算に係る概算要求基準

I. 年金・医療等に係る経費

前年度当初予算額に1兆900億円(他省庁分100億円を含む)を加算した額(自然増全額がそのまま認められ、削減はなし)

※ 自然増経費について、可能な範囲で効率化に努め、その範囲内で社会保障を充実

※ 年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討

II. 予算配分の重点化促進のための加算

「経済危機対応等特別措置」(3500億円の範囲内)として、「基本方針2009」に規定された「当面の「最優先課題」」、「成長力の強化」、「安心社会の実現」等のうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に対して重点配分

III. 予算編成過程における別途検討事項

- 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
- 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費 等

IV. その他

(1) 公共事業関係費

- ・ 前年度予算額から▲3%減

(2) その他経費(I 及び(1)以外の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費)

- 科学技術振興費
 - ・ 前年度予算額と同額
- その他(国立大学法人運営費、私立学校振興費、防衛関係費を除く)
 - ・ 前年度予算額から▲3%減

(3)(1)及び(2)については、25%増の要望額を確保